

沢岬小学校「いじめ防止基本方針」

浦添市立沢岬小学校

1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは「相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為」である。しかし、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。

【いじめを許さない学校づくり】

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童生徒間の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめを許さない雰囲気を醸成する取り組みの充実
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている児童に対しては、出席停止の措置を含め、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決(少なくとも3カ月を目安)したと見られる場合でも、教職員は継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義 『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為である。いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る問題であるという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは絶対に許されない犯罪行為であるという強い認識に立つこと
- いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行うこと
- いじめ問題は学校(教師)の指導の在り方が問われる問題であること
- いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させないよう迅速、丁寧に対応すること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること

2 いじめの防止等のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

【校内支援委員会・いじめ防止対策委員会の設置】(月2回)

①第2月曜日 ケース会議(ホワイトボード会議)

- ・いじめや登校しぶり、不登校等、配慮を要する児童の現状や指導について情報交換及び共通理解を図り、支援の方向性について具体的に話し合う。

②職員会議

- ・アンケート等をもとに把握した問題行動やいじめ事案について全職員で共通確認し、いじめの認定を行う。

【校内支援委員会・いじめ防止対策委員会 構成メンバー】

- ①校長 ②教頭 ③教務 ④生徒指導主任 ⑤学年主任 ⑥養護教諭 ⑦教育相談担当
⑧当該学級担任 ⑨関係教諭 ⑩スクールカウンセラー等 ⑪その他

【内容】

- いじめ防止の「学校基本方針」の策定 ○いじめ事案への対応 ○いじめの認定といじめ発見のための調査 ○「チーム学校」としての関係機関との連携 ○保護者への対応 等

3 「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子にも、どの学校でも起こり得る問題」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1)教職員は、『気づく“目”を育て、起らない“土壌”をつくる』

- ①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

- ☐ 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- ☐ 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。
- ☐ 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
- ☐ 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。

(2)児童の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ①道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ②児童会など、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

- ☐ 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- ☐ 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- ☐ 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。
- ☐ 明るくあいさつを交わす。
- ☐ 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- ☐ 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- ☐ 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
- ☐ 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(3)教育相談体制

- ①教育相談員やスクールカウンセラー、小中アシスト相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、児童や家庭に周知するとともに相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ②校長の指導の下、教職員が児童との信頼関係を築くとともに定期的な教育相談等を実施する。

<教育相談旬間>

第1回・・・6月 日()～6月 日() 第2回・・・11月 日()～11月 日()

<安心して生活できるためのアンケート>

- ①毎月実施し、校内における問題行動やいじめ等の早期発見・早期対応に努める。
- ②アンケートは、担任で毎月スキャンしてPDFデータでNASへ保存する。(5年間保存)

4 「いじめの早期発見・早期対応」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

(1)いじめに係る情報収集・実態の把握

- ①教師がいじめに対する感度を高め、日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- ②児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- ①生活実態調査 (いじめアンケート調査等)
- ②教育相談
- ③個人面談
- ④日常的な観察
- ⑤生活点検表 (生活日記) 等

＜学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント＞

- ☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- ☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減である。
- ☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- ☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- ☐ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- ☐ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- ☐ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- ☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- ☐ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうろしたりしている。
- ☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- ☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- ☐ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- ☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- ☐ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- ☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったり。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- ☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子どもの名前が出てくる。
- ☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ☐ 人権を無視したあだ名（「ばいさん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- ☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

＜家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント＞

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- ☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- ☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- ☐ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- ☐ 先生や友だちを批判する。
- ☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- ☐ 電話に敏感になる。
- ☐ 友達からの電話にいいねいな口調で応答する。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 親の学校への出入りを嫌う。
- ☐ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」など自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

＜地域からの情報＞

- 自治会やPTA等にいじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。
- ☐ 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらされている。
 - ☐ 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
 - ☐ 道端や公園などで一人ぼつんとしている。
 - ☐ 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめ被害者への対応

【基本的な姿勢】 ・いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応をすること。
・本人のつらい気持ちを理解し、**心理的ケア**を施すこと→SC,SSW等との連携

【教師の対応】

- ①潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して**信頼**を得られるよう努め、**安心感**を与える。
- ②**管理職**や**生徒指導主事**、**学年主任等**、「校内支援委員会・いじめ防止対策委員会」に即報告する。**※いじめの疑いであっても報告すること。**
- ③被害を受けた児童の**安全を確保**するとともに、本人の訴えを本気になって**傾聴**し、**守り通す姿勢**を示す。**※「重大事態」に発展させない。**
- ④被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、**自信を持たせる。**
- ⑤学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、**人間関係の改善充実**を図る。
- ⑥**自己理解**を深め、**課題克服**、**自立への支援**を行う。
- ⑦家庭との**連絡を密**にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

【具体的な対応】

- ①話をうなずきながら聴く
 - ・子どもの訴えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかりきいているよ」という暗黙のメッセージを伝える。」
- ②本人の訴えた言葉を復唱する
 - ・「あなたの話をしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安心感を与える。
 - ・自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。
- ③話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
 - ・教師が事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。
 - ・被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
- ④わからないことを質問する
 - ・話していることがよくわからないからといって、子どもの話を遮ってまで聴かない。
 - ・「わからないことがあるから質問していい？」と尋ねてから聴く。
 - ・不明確なところを簡潔に整理してから質問する。
- ⑤本人が努力していることを支持する
 - ・「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかける。
 - ・本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。
 - ・否定の言葉よりも「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

【家庭での対応等】

- ①いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・家庭における「**子どもの居場所**」を確保する。
 - ・不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・「お父さんとお母さんは**最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう**」というメッセージを送る。
 - ・学校との**連絡を密**にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- ②些細な変化(危険信号)に気づく(特に自死をほのめかすサイン)
 - ・死につながるような発言はないか?
 - ・自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか?
 - ・眠れない様子はないか?
 - ・死を賛美する言動はないか?

【好ましくない対応・考え方】

- ①いじめの存在に気づかない
 - ・「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。
 - ・「いじめられているように見えなかった（楽しそうにしていた）」等
- ②いじめの深刻さに気づかない
 - ・「いじめに耐えることも必要」「いじめられる方にも問題がある」という考え方。
 - ・「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等
- ③否定認識や不用意な発言
 - ・「やられたらやり返しなさい」「反抗できない方が悪い」「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
 - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言
 - ・児童生徒の理解不足、完成の乏しさを問われる発言
 - ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的発言
 - ・被害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等
- ④不適切な対応
 - ・十分な事実確認をしないで被害者、加害者の話し合いの場を持つ。
 - ・本人や相手の合意を得ないまま対面の話し合いを持つ。
 - ・日時、話し合いのルール等を定めない。
 - ・どちらの言い分が正しいかを決めつける。
 - ・教師が裁判官的な立場で対応する。
- ⑤外部の情報等を活用しない
 - ・「密室」の対応になっている。
 - ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。

〈確認すること〉

いつ頃からいじめがあるのか？ どんな時に？ どんなことから？
きっかけは？ どこで？ どんな方法で？
1対1？ 複数？ グループ？ 誰が（命令）？

(2) いじめ加害者への対応

【基本的な姿勢】

- ・その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する
- ・いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの**動機や背景等**について**共感的に理解**するとともに、いじめた児童の**心の内面を理解**するよう努める。→ **心理的ケアを十分に行う。**

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

【教師の対応】

〈対応のポイント〉

- ① 事実はしっかり認めさせる
- ② 決して言い逃れはさせない
- ③ きちんと謝罪をさせる
- ④ それ以上罰しない
- ⑤ 今まで以上に関わりをもつ

- ① いじめを**完全にやめさせる**という姿勢で臨む。
- ② いじめ問題について職員間で**役割連携**し、組織的に取り組む。
- ③ いじめの事実関係、きっかけ、原因等の客観的な**情報を収集、メモを取る。**
 - 何があったのか ○どんなことからか ○いつ頃からか
 - どこで ○どんな方法で ○誰が(命令しているのは)
 - どんな気持ちか ○複数？ 等
- ④ 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になって考えさせ、自分がやったことの**重大さに気づかせる。**
- ⑤ 相手に与えた**苦しみ、痛み**に気づかせる。
- ⑥ **課題解決のための支援**を行い、自分自身の力で**解決する方法**を考えさせ努力させる。
- ⑦ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感や**成就感**を持たせるとともに、教師との**信頼関係を構築**する。
- ⑧ 場合によって**出席停止等の措置**も含め、**毅然とした指導**を行う。
- ⑨ 必要な場合は、**警察等関係機関と連携**し対応する。

【保護者への対応】

1 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
- ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

2 事実関係は正確に伝える

- ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする

- ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。

4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す

- ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

①両親が一緒に叱責しない…それぞれの役割を確認し、連携して対処する。

②事実を聞き出す…どんな行動をしたのか、その結果どうなったのか

③徹底的にいじめを否定する…「いじめは絶対に許されない行動である、私も許さない」

「いじめられた子は苦しんでいる」

「あなたの気持ちはわかった。一緒に考えよう。」等

④きちんと謝罪する…あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。

⑤今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ。

(3)いじめの観衆・傍観者等への対応

【基本的な姿勢】

・いじめは、観衆・傍観者も加害者と変わらない。

・いじめはみんなの問題として捉えさせ、いじめを許さない毅然とした姿勢で指導にあたる。また、いじめを許さない雰囲気醸成に努める。

いじめの観衆 → いじめを強化する存在

自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

〈背景〉

- ・いじめの報復を恐れている。
- ・仲間はずれにされたくない。
- ・いじめがおもしろい。
- ・被害者への不快感がある。

いじめの傍観者 → いじめを支持する存在

いじめに対し、制止することせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

〈背景〉

- ・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- ・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

〈はやしたてる児童生徒〉

- ・はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- ・被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

〈見て見ぬふりの児童生徒〉

- ・いじめは他人事でないことを理解させる。
- ・いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ・傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

〈学級全体への指導→問題解決能力の育成〉

- ・「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- ・いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ・傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- ・授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・「魅力ある学校づくり」に向け、児童生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。
- ・児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

(4) ネット上のいじめへの対応

【ネット上のいじめの特徴】

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

＜ネット上のいじめの態様＞

- ① 掲示板・ブログ・プロフ・・・○誹謗中傷の書き込み ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし等
- ② メール・・・○誹謗中傷メール ○チェーンメール ○なりすましメール 等
- ③ その他・・・口込みサイトやオンラインゲーム上のチャット、ラインでの誹謗中傷の書き込み等

【掲示板等への誹謗中傷等への対応】

- 1 ネットいじめの発見、児童生徒・保護者等からの相談
- 2 書き込み内容の確認
○当該掲示板等のアドレスの確認と記録 ○書き込み内容の保存(プリントアウト)
※携帯電話の場合は、画像をカメラで撮影する等
- 3 掲示板等の管理者に削除依頼
○管理者への連絡方法(メール)の確認 ○利用規約等を確認の上、削除依頼を実施
※削除依頼は、学校等の公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。
- 4 掲示板等のプロバイダに削除依頼
○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務局などに相談する。

【「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応】

- ① 児童生徒への対応
○被害児童への対応きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
○加害児童への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
○全校児童への対応
個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。
- ② 保護者への対応
○迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義 『いじめ防止対策推進法』〔平成25年9月28日施行〕より

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 PTA及び関係機関等との連携について

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

- (1) 学校は地域と警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
- (2) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の浦添警察書や浦添市教育委員会(学校教育課・子ども青少年課)等に相談し、連携して対応することが大切である。
- (3) 児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
- (4) いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、各種相談員、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。